

職員給与規程

(総 則)

第1条 公益財団法人河川財団(以下、財団という。)の職員に対する給与の支給に関しては、この規程の定めるところによる。

(俸給表の適用)

第2条 職員の俸給表の適用は、一般職員は 俸給表Ⅰ、管理職員は俸給表Ⅱを適用する。

2 管理職員とは、理事長が指定した職員をいい、一般職員とは管理職員以外の職員をいう。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は基本給、扶養手当、管理職手当、超過勤務手当、休日給、住居手当、通勤手当、都市手当、調整手当及び特別手当とする。

(給与の締切日及び支給日)

第4条 職員の給与(特別手当を除く。)の支給定日は、毎月20日(その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)とする。

2 職員の給与は、前項の支給定日において、当月分の基本給、扶養手当、管理職手当、住居手当、都市手当、調整手当及び前月分の超過勤務手当、休日給を支給する。

(給与の計算方法)

第5条 遅刻、早退、欠勤等により、所定勤務時間の全部又は一部を休業した場合においては、その休業時間に対する基本給及び都市手当は支給しない。

2 前項の場合において休業した時間の計算は、当該給与締切期間の末日において合計し、30分未満は切り捨てるものとする。

3 給与締切期間の中途において採用され又は退職(解雇を含む)した者の当該締切期間の給与は勤務した時間に対して支給する。ただし、就業規則第33条第1項第3号の規定により、退職した者又は死亡した者に対する当月分の給与については、その全額を支給する。

(給与の支払方法)

第6条 職員の給与は、法令に基づき、その職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を職員の申告による口座に振り込む方法により支払う。

(基本給)

第7条 基本給は月額とし、別表「俸給表Ⅰ」及び「俸給表Ⅱ」により定める。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、職員が次の家族を扶養している場合に各号記載の金額を支給する。

一 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係にある者を含む）

13,000円

二 満22才に達した日以後最初の3月31日までの間にある子、孫及び弟妹

6,500円

三 60才以上の父母及び祖父母

6,500円

四 重度心身障害者6,500円

2 扶養親族たる子のうち満15才に達する日後の最初の4月1日から満22才に達するに日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規程による額に加算した額とする。

3 扶養手当の支給を受けようとする職員は、扶養親族の届け出を提出し、承認を受けるものとする。

(管理職手当)

第9条 管理職員には、その者の基本給に、10%から25%の範囲内で理事長が定めた割合を乗じて得た額を支給する。

2 管理職手当は、超過勤務見合い分を含めた手当として支給する。

3 管理職手当の支給を受ける職員の超過勤務手当、休日給は、第10条及び第11条に基づき算出した額の合算額から管理職手当額を差し引いた額を超過勤務手当として支給する。

(超過勤務手当)

第10条 超過勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた一般職員に、勤務1時間につき第2項に規定する勤務1時間当りの給与額に100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間の場合は、100分の150)を乗じて得た額を支給する。

なお、月60時間超の分(次条の規定に基づく支給対象時間を含む。)は、両条に規定する各率に100分の25を加えて乗じて得た額を支給する。

2 勤務1時間当りの給与額は、次により算出した額とする。

(1) 勤務1時間当りの給与額＝(基本給＋基本給×都市手当の率＋調整手当)÷1年間における1ヶ月平均労働時間数

(2) 1年間における1ヶ月平均労働時間数は158時間とする。

(休日給)

第11条 一般職員が職員就業規則第11条の規定により定められた休日において勤務し、その休日を他の日に振替えることが困難な場合には、勤務1時間につき前条第2項に規定する勤務1時間当りの給与額に100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は100分の160）を乗じて得た額を支給する。

(住居手当)

第12条 自ら居住するための住宅（貸間を含む）を借り受け、月額12,000円をこえる家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（その額に、100円未満の端数を生じたときは、これを切捨てた額）に相当する月額を支給する。

- 一 家賃が月額23,000円以下の場合、家賃の月額から12,000円を控除した額。
 - 二 月額23,000円をこえる家賃を支払っている場合は、23,000円を超える額の2分の1を11,000円に加算した額。
- ただし、支給限度額は27,000円とする。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用する職員に対して支給する。

2 通勤手当の支給については、別途理事長が定める。

(都市手当)

第14条 都市手当は、次の各号の都市に在勤する職員に、基本給、扶養手当及び管理職手当の月額合計に次の各号の支給割合を乗じて得た額を支給する。

- 一 東京都23区 0.17
- 二 大阪市 0.14
- 三 名古屋市、川崎市 0.12

(調整手当)

第15条 職員の職務内容、勤務条件等を考慮して、前条までの規定によりがたい特別の事

情のある場合については、調整手当を支給することができる。

- 2 調整手当の支給額は別途理事長が定める。

(特別手当)

第16条 特別手当は、各々6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する職員に対して支給する。

これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 特別手当の額は、基本給、扶養手当、管理職手当及び都市手当の月額合計額を基礎とし、財団の業績に応じ、その者の勤務成績等を総合的に勘案し、理事長が決定する。
- 3 特別手当の支給日は、各々6月25日及び12月10日(その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)とする。

(昇給及び降給)

第17条 昇給及び降給は、毎年7月1日及び昇任の際に、職員の勤務成績に応じ行うものとする。

ただし、財団の業績によっては、この限りではなく降給を行うことがある。

また、55歳を超える職員は昇給しないことを原則とするものとする。

- 2 昇給または降給は基本給について行うものとする。

(欠勤者の給与)

第18条 傷病による欠勤者に対する欠勤期間における給与は、結核性患者の場合にあっては、欠勤を始めた日から1年、その他の場合にあっては欠勤を始めた日から6月について、基本給、都市手当及び住居手当をその者が出勤した場合と同様の計算方法によって計算した額を支給する。

(休職者の給与)

第19条 就業規則第27条の規定により休職を命ぜられた職員に対する休職期間中の給与は、基本給、都市手当及び住居手当について、その者が出勤した場合と同様の計算方法によって計算した額に、それぞれ次の各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

- 一 就業規則第27条第1項第1号及び第2号の休職。

100分の80

- 二 就業規則第27条第1項第3号の休職。

100分の60以内で理事長が

定める割合

三 就業規則第27条第1項第4号の休職。

そのつど理事長が定める。

(新たに採用された職員の給与)

第20条 月の初日以外の日において、新たに採用された職員に、採用当月分の給与を支給する場合には、日割り計算によることとする。

(給与支給の特例)

第21条 国等からの出向職員については、国等に在職した場合に受ける給与を考慮し、この規程によることなく、別途理事長が定めるところにより給与を支給することができる。

2 定款第51条第3項の職員の給与及び特別の事由がある場合については、この規程によることなく、別途理事長が定めるところにより給与を支給することができる。

(退職者の給与)

第22条 就業規則第33条第1項第3号の規定により退職した者又は死亡した者に対する退職当月分の基本給及び都市手当は、その全額を支給する。

2 月の末日以外の日において退職し、解雇され又は免職された者(前項に掲げる者を除く。)に対する退職当月分の給与を支給する場合には、基本給、都市手当は、日割り計算によることとする。

(給与の日割り計算方法)

第23条 この規程により日割り計算を行う場合は、当該月の週休日(土曜日、日曜日)を除いた日数により、行うこととする。

(端数の処理)

第24条 この規程による計算において生じた1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(細則)

第25条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年3月31日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から適用する。(移行に伴う名称変更)

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から適用する。

ただし、平成26年3月31日に財団に在職する職員については、平成26年6月30日までに支給する給与は、改正前の職員給与規程によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成28年9月16日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成29年3月2日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成29年6月8日から適用する。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から適用する。